

議 事 録

会 議 名	平成23年 第2回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成23年2月24日(木)午後2時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 東分庁舎第3会議室		
出席委員	会長：8番 金子保男 会長職務代理：6番 脇 文亮 委員：1番 横溝正明 2番 広田直士 3番 井上健一 4番 石井高明 5番 小島正好 7番 楠谷 稔		合計8名
欠席委員	なし		
農業委員会事務局	事務局長：中嶋利弥 主査：原田健伸 主事：中瀬靖子		
議 題	[議案] 1. 農地法第5条の規定による許可申請 2. 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 3. 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認 4. 農地造成工事施工承認願 5. 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について [報告] 6. 農地法第3条の3第1項の規定による届出 7. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 8. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成23年第2回定例総会を開会いたします。 欠席委員は、おりません。 本日の議事録署名人は、2番広田委員と4番石井委員を指名します。 本日の議題は、お配りの総会次第にありますとおり、農地法第5条の規定による許可申請 ほか、全8件であります。</p> <p>会 長：初めに、農地法第5条の規定による許可申請、議案番号9号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号9号を朗読) 当該地は、大蔵青少年広場の北側の市街化調整区域内にあります。この筆を含めて3筆を一体で開発し、5軒の建売住宅に転用するものです。実は3筆とも昭和44年に住宅敷地として農地転用の許可を受け、北側の2筆は建物が建てられ地目も宅地となっているのですが、当該地を譲り受けた今回の譲渡人だけが何も建てずにしていたため、今回再び農地転用の許可申請をすることとなりました。県政総合センターの開発担当とは事前協議は済み、本申請をする段階となっております。当該地は農地とは接しておらず、東側と南側を青少年広場と接し市街化区域から連たんしているということから、農地転用の許可の判断となる立地基準としては第3種農地にあたり、問題はないと考えます。</p> <p>会 長：続いて地区担当の石井委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>4 番：現在は、草を刈った状態の土地で何もありません。そこへの進入路を広げるといふことらしいです。周りには何もなく、問題はありません。</p> <p>会 長：ありがとうございました。何かご意見、ご質問はありますか。</p> <p>6 番：水道は敷いてあるのですか。</p> <p>4 番：手前の土木業者の敷地までは来ています。</p>		

6 番：北側の家はまだ建っているのですか。

4 番：2軒あります。

会 長：他にありますか。
(意見、質問なし)

会 長：ご異議が無いようですので、議案番号9号は意見書を添えて、県に進達することに決定いたします。
続いて、議案番号10号から12号までは関連案件ですので、3件一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と、説明をお願いします。

事務局：(議案番号10～12号を朗読)
当該地は、倉見の県道相模原茅ヶ崎線から東に150m入った、新幹線の線路の北側の市街化調整区域にあります。3件の転用目的は、ドッグランの敷地とその駐車場や進入路であります。譲受人の業者は茨城県内においてドッグラン施設を手がけており実績があるということです。犬のしつけの需要と交通の利便性を考え、この土地を選んだとのこと。面積的には若干控えめですが、寒川には既にドッグラン施設が1つあるということと、駐車場の台数、6台ですが、それから考えても妥当と思われま。譲渡人の2人は兄弟であり、既に農業は本業としておりません。東側に農地が隣接していますが、地主の承諾を得ており、被害防除として1.8mのネットフェンスを設置するので影響は無いと考えます。西側の道路より西は市街化区域で、農地転用の許可の判断となる立地基準としては第3種農地にあたり、問題は無いと考えます。

会 長：続いて地区担当の井上委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3 番：現地の畑は、家庭菜園のように作っている状態です。周りには迷惑は掛からないと思われま。

会 長：ありがとうございました。何かご意見、ご質問はありますか。
(意見、質問なし)

会 長：ご異議が無いようですので、議案番号10号から12号は意見書を添えて、県に進達することに決定いたします。
次に、相続税の納税猶予に関する適格者証明願、議案番号13号を上程いたします。事務局より議案の朗読と、説明をお願いします。

事務局：(議案番号13号を朗読)
当案件につきましては、地区担当の小島委員と現地調査をいたしました。

会 長：では、地区担当の小島委員から、現地調査の結果並びに説明をお願いします。

5 番：先日、事務局と現地を確認いたしました。しっかりと耕作されていて、この方の父親も耕作しているのですが、草一本出さない人で、水田の休耕にもしっかりと協力する人ですので、大丈夫でしょう。

会 長：ありがとうございました。何かご意見、ご質問はありますか。
(意見、質問なし)

会 長：ご異議が無いようですので、議案番号13号は相続税の納税猶予に関する適格者証明書を交付することに決定いたします。
次に、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認、議案番号14号を上程いたします。事務局より議案の朗読と、説明をお願いします。

事務局：(議案番号14号を朗読)
当案件につきましては、地区担当の広田委員と現地調査をいたしました。

会 長：では、地区担当の広田委員から、現地調査の結果並びに説明をお願いします。

2 番：先日、事務局と10筆全て回りました。全部きちんと管理されていました。問題ありません。

会 長：ありがとうございました。何かご意見、ご質問はありますか。
(意見、質問なし)

会 長：ご異議が無いようですので、議案番号14号は利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。
次に、農地造成工事施工承認願、議案番号15号を上程いたします。事務局より議案の朗読をお願いします。

事務局：(議案番号15号を朗読)

会 長：続いて地区担当の井上委員から、現地調査の結果並びに説明をお願いします。

3 番：草が生えてしまっている水田で、場所としても米を作れるようには思えないところです。造成して畑にする方がいいのだろーと思ひます。

会 長：ありがとうございました。何かご意見、ご質問はありますか。
(意見、質問なし)

会 長：ご異議が無いようですので、議案番号15号は許可証を交付することに決定いたします。
次に、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号16号及び17号は同一の借り手であり、隣地であるため、2件併せて上程いたします。事務局より議案の朗読と、説明をお願いします。

事務局：(議案番号16、17号を朗読)

当案件は、平成20年3月から3年間、神奈川県「かながわ農業サポーター事業」により利用権設定を行っていたもので、ここで期限が切れるため、更新扱いで賃借による利用権設定を行うものです。賃借人は、県の中老年ホームファーマーの研修等も経ているため、技術もあり、当該地では多種の野菜の生産を行っております。従事日数も180日、住所地から若干距離はありますが、自動車を使用しておりますので通作には問題なく、営農計画もしっかり立てております。収益を上げるためには、もう少し耕作面積が欲しいとのことですが、それは今後探していただくとしてこの3年間の実績から見ても問題ないかと思ひます。

会 長：続いて地区担当の楠谷委員、補足説明がありましたらお願いします。

7 番：先日、現地を見て来ました。地目は田ですが現状は畑で、10種類くらいのいろんな野菜を耕作していました。草もなくきれいに管理されてました。

会 長：ありがとうございました。何かご意見、ご質問はありますか。

6 番：自宅から少し距離があるようですが、そういう面で大丈夫なのですか。

事務局：自動車で30分ほどということですし、母方の実家が茅ヶ崎の萩園にあるということでまめに来られてることから、現状のようにしっかり管理されているのだと思ひます。

会 長：他にご質問はありますか。
(意見、質問なし)

会 長：ご異議が無いようですので、議案番号16号及び17号は決定通知書を寒川町長へ交付することに決定いたします。
次に、報告事項に入ります。報告番号10号及び11号の農地法第3条の3第1項の規定による届出、報告番号12号及び13号の農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出、報告番号14号の農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、一括して事務局より報告事項の朗読と、説明をお願いします。

事務局：(報告番号10～14号を朗読)

いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

会 長：以上の報告の中でご意見、ご質問はありますか。

	<p>(意見、質問なし)</p> <p>会長：特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>以上をもって、平成23年第2回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資料	1. 平成23年第2回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(2番) 広田 直士 議事録署名人(4番) 石井 高明

本議事録は、平成23年3月24日、平成23年第3回寒川町農業委員会定例総会において承認・署名を得て確定しました。